

令和5年4月認可保育所などの

入園 転園 延長保育

申し込み受け付け



令和5年4月から認可保育所・認定こども園(長時間・保育所部分)・地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業)に入園・転園・月極延長保育を希望する方の申し込みを受け付けます。

必要な書類の他、母子健康手帳(表紙と分娩予定日が記載されたページ)の写しが必要です。

令和5年2月3日までに生まれた場合は4月入園の利用調整の対象になりますが、当該日までに生まれなかった場合は、4月1日時点で生後57日に満たないため、5月入園の利用調整からの対象になります。

お子さんの出生届を提出後、速やかに保育課保育入園係へ出生証明書の写しをご提出ください。

入園が内定しても書類の提出がない場合は、内定取り消しになります。

転園を申し込む方

転園の申し込み後、転園先に内定した場合は、元の保育園には戻れず、退園となります。そのため、転園を辞退する場合は、現在通っている保育園も退園となります。転園の意思がなくなったときは、保育所入所(転園)申込取下届を速やかに提出してください。なお取り下げとなるのは、提出日の直近の締切日となる希望月からとなります。

初めて認可保育所などに申し込む方
認可保育所などの申し込みに関する手続きの方法や必要書類などについて記載している「令和5年度保育園のごあんない」をご覧ください。上でお申し込みください。

「令和5年度保育園のごあんない」配布場所

区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、子ども家庭支援センター「きらら中央」
◎区のホームページでもご覧いただけます。

令和5年2月3日までに出生予定の方

出産前に4月入園の申し込みをすることができます。

申し込みには、通常の申し込みに

別表1 新規開設園一覧

施設名(仮称)	運営事業者	開設予定地	定員(開設時)	対象年齢	問い合わせ先
さくらさくみらい新富町	(株)さくらさくみらい	築地3-1(建築中のため住居番号未定)1~3階	28人	1歳児~5歳児	開設準備室 ☎(6457)9539 ✉new_kaien@sakura-39.jp
ほっぺるランド相生橋つくだ	(株)テノ.コーポレーション	佃3-2(建築中のため住居番号未定)1~3階	51人		開設準備室 ☎(3568)8345 ✉info-tyo@teno.co.jp
昭和こども園	(福)東京児童協会	八重洲2-1-4八重洲セントラルスクエア地下2階~地上3階	50人		開設準備室 ☎(5341)4661 ✉nyuen@ookinaouchi.com

◎開設時期、定員は変更になる場合があります。なお、令和6年度以降、順次定員を拡大する予定です。

◎定員の内訳は「令和5年度保育園のごあんない」をご覧ください。

◎昭和こども園の定員は、保育所部分のみの数字です。

◎昭和こども園に隣接する城東小学校の通学区域外にお住まいの方は、昭和こども園の卒園を理由に城東小学校へ入学することはできません。

別表3 保育園入園出張相談

日時	会場
11月2日(水)	月島特別出張所1階
8日(火)	日本橋特別出張所1階
10日(木)	午前9時30分~午後4時
15日(火)	月島特別出張所1階
16日(水)	日本橋特別出張所1階
18日(金)	午後1時30分~4時
21日(月)	午前9時30分~午後4時
22日(火)	午後1時30分~4時

◎区役所6階保育課保育入園係でも相談を受け付けます。

◎12月以降の出張相談の予定は区のホームページでご確認ください。



ふれあい体験保育

保育園児と一緒に遊び、お子さんの成長を確認していただくとともに、育児について相談ができる体験保育を行っています。なお、体験日については各園と調整のうえ決定します(原則平日の火~木曜日)。

体験時間

午前9時30分から2時間程度

実施場所

区立認可保育園全園および区立認定こども園全園(「令和5年度保育園のごあんない」参照)

対象

区内在住の未就学児と保護者

定員

各園月1組

費用

無料

申し込み方法

希望日の2週間前までに電話で申し込む。

◎園の都合で受け入れができない日もあります。

◎お子さんみでの受け入れはできません。

◎各区立認可保育園又は各区立認定こども園(「令和5年度保育園のごあんない」参照)

既に入園・転園・月極延長保育を申し込んでいる方

現在の申し込みは、令和4年度内に限り有効です。ただし、年度内であっても支給認定証の有効期間が切れた場合は、申し込みも有効期限切れになります。

令和5年度も引き続き入園などを希望される場合は、受付期間内に改めて申し込みが必要です。申し込みがない場合、令和5年4月以降は利用調整の対象になりませんのでご注意ください。

申し込み後の注意事項

申込時から家庭や就労などの状況に変更があった場合は、申込締め切り日後であっても速やかに保育入園係へご連絡ください。

例えば、復職予定での申込時と異なる勤務先に育休明けから就労する場合や、申し込み児童以外の子の妊娠・出産予定がある場合などは、申込時と入園・転園の内定時の状況に差異が生じているため、内定が取り消しになる場合があります。

別表2

(1)対象

申し込み資格	就労または疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難、かつ集団保育が可能な子どもの保護者		
対象クラス	生年月日	対象クラス	生年月日
0歳児(57日以上)	令和4年9月2日~令和5年2月3日	3歳児	平成31年4月2日~令和2年4月1日
0歳児(7カ月以上)	令和4年4月2日~令和4年9月1日	4歳児	平成30年4月2日~平成31年4月1日
1歳児	令和3年4月2日~令和4年4月1日	5歳児	平成29年4月2日~平成30年4月1日
2歳児	令和2年4月2日~令和3年4月1日		

(2)申し込み方法

(令和5年1月・2月入園(転園)の受付期間は、4月入園(転園)(第1回)と同様です)

受付期間		時間
第1回	令和4年11月2日(水)~30日(水)	午前8時30分~午後5時
第2回	令和5年2月1日(水)~14日(火)	

◎申し込みに関する全ての書類は、受付期間内に提出してください。提出されない場合は利用調整の対象となりません。

◎4月入園(転園)(第2回)利用調整は、4月入園(転園)(第1回)で内定しなかった方、4月入園(転園)(第2回)受付期間中に新たに申し込んだ方を対象に行います。

◎居宅訪問型保育事業の利用調整は、4月入園(転園)(第2回)利用調整後に行います。

◎土・日曜日、祝日は除きます。ただし、区内認可保育所などでは土曜日も申し込みを受け付けます。

◎区内認可保育所などについても午後5時までの受け付けです。

受付場所
区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所

◎区内認可保育所などのうち、新規開設する園では受け付けをしません。

◎郵送でも受け付けています(11月30日(水)午後5時必着)。郵送で申し込む方は「提出書類等チェックシート」をご活用の上、不備がないようご提出ください。

◎郵送の場合、郵送事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などの利用をお願いします。

必要書類	
入園を希望する方	①子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書 ②保育の必要性を証明する書類(就労証明書、診断書の写し、母子健康手帳の写しなど)
転園を希望する方	①保育所転園申込書 ②保育の必要性を証明する書類(就労証明書、診断書の写し、母子健康手帳の写しなど)
月極延長保育を希望する方	①月極延長保育申込書 ②就労証明書 ③直近3カ月の会社を退職した時間がわかる書類
新年度分の申し込みをしており希望園・順位を変更する方	子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届

◎家庭の状況によって必要書類が異なる場合があります。必ず「令和5年度保育園のごあんない」で詳細をご確認ください。

◎「保育の必要性を証明する書類」は、令和4年10月2日以降に発行されたものをご提出ください。

◎海外で生活していたなどの理由により日本で課税されていない方は、年間収入申告書(会社発行の給与支給証明書を添付)をご提出ください。

◎その他、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

注意事項

◎申し込み方法の詳細は、10月中旬頃に配布される「令和5年度保育園のごあんない」をご確認ください。

◎申し込み内容に虚偽、差異があった場合は、内定を取り消します。

◎転園が内定した場合は、元の園には戻りません。内定を辞退した場合、または内定が取り消しとなった場合は元の園も退園となります。

◎申込期限が迫るにつれ、受付窓口は非常に混雑します。長い時間お待ちいただくこともありますので、期限内に余裕を持ってお申し込みください。